

平成24年加美町議会第4回定例会会議録第3号

平成24年12月7日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	下山孝雄君	2番	尾形明君
3番	三浦英典君	4番	三浦又英君
5番	高橋聡輔君	6番	木村哲夫君
7番	近藤義次君	8番	吉岡博道君
9番	工藤清悦君	10番	一條寛君
11番	佐藤善一君	12番	米木正二君
13番	沼田雄哉君	14番	猪股信俊君
15番	新田博志君	16番	伊藤淳君
17番	高橋源吉君	18番	伊藤由子君
19番	伊藤信行君	20番	一條光君

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高橋啓君
会計管理者兼課長	早坂宏也君
危機管理室長	早坂安美君
危機管理室専門監	佐藤勇悦君
企画財政課長	高橋洋君
協働のまちづくり推進課長	遠藤肇君
町民課長	今野幸伸君

税 務 課 長	鈴木 裕 君
特別徴収対策室長	小川 哲夫 君
農 林 課 長	鎌田 良一 君
森林整備対策室長	早坂 雄幸 君
商工観光課長	日野 俊児 君
企業立地推進室長	今野 伸悦 君
建 設 課 長	田中 壽巳 君
保健福祉課長	下山 茂 君
子育て支援室長	高橋 ちえ子 君
地域包括支援センター所長	渡邊 光彦 君
上下水道課長	田中正志 君
小野田支所長	伊藤 裕 君
宮崎支所長	佐竹 久一 君
総務課長補佐	佐藤 敬 君
教 育 長	土田 徹郎 君
教育総務課長	竹中 直昭 君
生涯学習課長	猪股 清信 君
農業委員会事務局長	大類 恭一 君
選挙管理委員会委員長	早坂 信一 君
代表監査委員	小山 元子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐藤 鉄郎 君
次 長	二瓶 栄悦 君
総 務 係 長	藤原 みゆき 君
主 事	菅原 敏之 君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 承認第 5号 専決処分した事件の承認について（平成24年度加美町一般会

計補正予算（第7号）

- 第 3 議案第86号 加美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について
- 第 4 議案第87号 加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第 5 議案第88号 加美町防犯指導員条例の一部改正について
- 第 6 議案第89号 加美町地域包括支援センター条例の一部改正について
- 第 7 議案第90号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 8 議案第91号 平成24年度加美町一般会計補正予算（第8号）
- 第 9 議案第92号 平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第93号 平成24年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第94号 平成24年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第95号 平成24年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第96号 平成24年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第97号 平成24年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第98号 平成24年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第16 議員派遣の件について
- 第17 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

午後1時30分 開議

○議長（一條 光君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、町長より発言の申し出があります。これを許可いたします。町長。

○町長（猪股洋文君） 皆さん、おはようございます。

議長から許可をいただきましたので、昨日の工藤清悦議員の質問に対してお話をしたいと思っています。

事前の通告も全くございませんでした。通常、議会で質問されるような事項であるとは私は思っておりませんでした。突然でしたのでもちろん資料もなく、質問に対する答えも持ち合わせておりませんでしたので、調べまして、わかった事柄について皆さんにお伝えしたいと思います。

第1点目の総会を開いていなかったという点でございます。調べましたら、平成21年の1月21日に設立総会をし、その後、毎年数回、総会の構成員である理事及び監事が数回集まり、そこで事業の報告等を行っておりました。正式な文書による総会の招聘という形はとっておりませんでした。不備な点があったこと、これは今後改善すべき点でございます。

なお、特定非営利活動法第14条の2は、理事は少なくとも毎年1回通常総会を開かなければならないと定めてあります。この条文の主体は「理事は」となっております。これは「代表理事」ということではありません。ですから、理事全員がこの総会を開く義務があるということでございます。全ての理事に責任があるということでもあります。もちろん、きちんとなされなかったということに関してはこれは反省の余地がありますので所管庁の指導があれば、これは改善していくというふうに考えております。

また、この点に関して、法律で罰則があるわけではありません。法14条の2には罰則規定はございません。問題がある場合には、所管庁の県の指導があるだろうと思っております。ただし、法の42条で言われています改善命令に関しましては暴力団が関係しているなどという特定の事案でございまして、通常総会に不備があったとって所管庁から改善命令が出されるということはないというふうに承っております。指導があればその指導に従って、その結果は所管庁に報告するというふうになっております。

税金の件でございます。特定非営利活動法人に対する国からの助成金に関しては非課税扱いと会計士が認識をしておりました。後日、この特定非営利活動法人であっても国からの助成金

は課税対象になるということがわかり、後日修正申告をしたということでもあります。

平成23年度の県への報告を怠っているという点でございます。県に確認したところ、やはりまだ提出をしていなかったようです。昨年は11月11日県から通知があり、それに基づいて提出をしたようでございますが、ことしはその通知が来なかったこともあり、現在の代表理事が気づいていなかったようでございます。12月12日までに提出を済ませるという予定であるとのことでした。

また、私の給与についてもお話ありました。設立当初から代表兼事務局長として施設の運営、事務処理、介護の仕事もあわせて行っておりましたので、法外な給与をいただいたというふうな認識はございませんでした。

また、昨日ご指摘のありましたポスターの件については誤解のないよう早速職員の通用口に張ってあったポスターを撤去させたところでございます。

なお、工藤議員が入手した資料の事実確認をしないまま、インターネットで流れる一般質問で「個人名」、「企業名」、「法人施設名」等を挙げて質問されたことは議会の品位を傷つけるばかりか、それぞれの「個人」、「事業者」に損害を与える可能性があります。なおかつ、工藤議員の質問を制止することなく、むしろそれを助長した議長の責任も私は免れないと考えております。昨日の工藤議員の特定のNPOに関する質問については「全文」議事録から削除することと、インターネットの「画像」、「音声」を削除することを求めるものであります。

最後に、1つの事実が判明しましたのでこの場でご報告させていただきます。議会の前後、議長及び工藤議員が情報提供者の名前を第三者に漏らしておりました。その名前を挙げられた理事の一人が直接両名に電話で確認したところ、「会ってもいない」、「情報の提供も受けていない」ことを認めたそうです。そして、誰からその情報の提供を受けたか問いただしたところ、「その方に迷惑がかかるので言えない」ということもおっしゃったそうです。大変遺憾に感じます。以上で報告を終わります。

○議長（一條 光君） ただいまの発言の中で、私に関する部分につきましては、事実と異なる部分があります。ただ、申し出がありました削除につきまして、後日、議会運営委員会の中で話し合っていきます。

それから、もう一点。確かに昨日の一般質問におきましては、微に入って細に入って質問ありました。準備不足の部分もあったかと思えますけれども、形式的なものにこだわることなく、中身について審議ができればという思いで審議をしていただいたところでございます。大きな誤りはなかったものだというふうに認識をしております。けさにおきましても町長が相手の質

疑を受けることなく一方的に発言したことでありまして、ここは多少見解の相違もあることを踏まえて、先ほど言いましたように議会運営委員会で話し合いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、17番高橋源吉君、18番伊藤由子さんを指名いたします。

日程第2 承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成24年度加美町一般会計補正予算（第7号））

○議長（一條 光君） 日程第2、承認第5号専決処分した事件の承認について（平成24年度加美町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 承認第5号専決処分した事件の承認について（平成24年度加美町一般会計補正予算（第7号））についてご説明申し上げます。

本案件は、去る11月16日に衆議院が解散され、閣議において12月4日公示、12月16日執行が決定され、第46回衆議院議員総選挙に係る経費につきまして緊急を要することから、一般会計補正予算について11月20日に専決処分を行ったものでございます。

補正予算の内容は、既定予算に歳入歳出それぞれ1,513万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ129億5,075万1,000円とする補正予算を行うものであります。

歳入については、県支出金として衆議院議員選挙費委託金1,513万9,000円増であります。

歳出については、衆議院選挙費として1,574万9,000円増のほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより承認第5号専決処分した事件の承認について（平成24年度加美町一般会計補正予算

(第7号)) の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、承認第5号専決処分した事件の承認について（平成24年度加美町一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第86号 加美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について

○議長（一條 光君） 日程第3、議案第86号加美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第86号加美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、ごみ集積所に排出された一般廃棄物のうち、資源物の持ち去りがあることから、その抑止力として罰則規定を設けるなどの改正を行い、あわせて、大崎地域広域行政事務組合の構成市町と整合性を図る必要があることから、条例の全文を改正するものであります。

大崎市及び美里町においては、集積所から資源物が持ち去られていることから、平成21年4月から罰則規定を盛り込んだ条例を制定しております。本町におきましても資源ごみの持ち去りが後を絶たないことから、条例で定めるもの以外のものが集積所から資源物を収集または運搬することを禁止し、この禁止行為を行ったものに対して当該行為を行わないよう命じ、この禁止命令に違反した者に対し、罰則規定を適用するものです。量刑につきましては、大崎市や美里町と同じ20万円以下の罰金に処するとするものであります。

なお、罰則規定でございますので、条例の規定内容について仙台地方検察庁及び加美警察署と協議を行い、条文の表記等について意見をいただき、改正案としたものであります。

また、いわゆる地域主権一括法に関連しまして、一般廃棄物処理施設を置く市町村は技術管理者の資格の基準を定めた条例を制定する必要がありますことから、国の基準を参酌し、条例で定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 7ページの第19条についてお伺いします。

先ほど町長の説明にあったように、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格ということで書いてございますが、この内容を調べますと、第21条、さらに第17条を見た場合にその資格の内容が技術士ということで、この技術士というのはかなり厳しいというか、難しい資格であります。こういった資格の所有者を置くということをここに付け加えたということは、今後、一般廃棄物処理施設をこの町内に設置する予定、もしくは見込みがあるのか、その点をお伺いします。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 町民課長、お答えいたします。

第17条の2の規定なんですけれども、最初に技術士という名前が出てきますけれども、その後、第18条の第2号という細かい規定があるんですけれども、そこには学校教育法に基づく大学において専攻課程をおさめた、衛生工学なんですけれども、これについては2年以上の技術の事務に従事した者とか、それ以外に短期大学もしくは高等学校卒業等の基準がございまして、ほとんどはそちらのほうに基準が行くのかなというふうに考えております。

それから、現在、加美町には青木原が処分場として登録されておりますので、この部分について条例で制定する必要があるということになっております。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか。8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） さっきの町長の提案理由の説明を聞きますと、今回の全部改正、これはなぜ一部改正で済まなかったのか、ちょっとまだ整理ができてはおりませんので、その辺整理してお聞きします。

また、持ち去り禁止、これ第14条に明記されているところでもありますが、時期は忘れたんですが、前に私も持ち去りについて質問したことがございます。そのときの答弁では、加美町ではそういった事例は確認できていないという答弁でございました。さっきの町長の答弁ですと、加美町でもそういった事例が確認しているというような今、説明だったと思います。今現在、この持ち去りについてどういった状況にあるのか、確認できていたならば伺いたいと思います。

もう一つ、これきょう修正版、差しかえもなっておりますが、罰則規定も加えられております。罰則まで該当させるということはなかなか難しい点ではないかと思っております。そういったことも含めてひとつ答弁をいただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 町民課長、お答えいたします。

全面改定ということで、なぜということだと思えるんですけども、これにつきましては、加美町でつくってありました前の条例につきましては、かなり細かいところまで法律の文言、そのまま載っているステーションの条文とかございまして、これをいろいろいじくと、一部改正にするとかなり手間取りますので、全面改定して大崎市と歩調を合わせたほうが罰則規定等の適用も楽にでききるのかなということで、全面改定をお願いした経緯がございます。

それから、持ち去りの行為ということですけども、連絡がありますのは、今現在、大体新聞紙が結構持ち去られている状況にあるということ連絡をいただいております。

それから、修正につきましては、警察署のほうで文言等の若干の修正がございましたので、差しかえをお願いした経緯がございます。

それから、罰則の適用なんですけれども、大崎市にも確認しておりますけれども、なかなか罰則規定を適用するというものはないんですけれども、実際にそういう持ち去り行為が大崎市、それから美里町でも確認されているということを踏まえまして、抑止を前提に条例を定めているということでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 近隣市町村あるいは大崎広域組合などと連携をしっかりとっていただきまして、やはり一番大事なのは、しっかり運用を図っていくということだと思います。条例に基づいて、しっかりやっていただきたいと思います。

また、ちょっと細かい話になるんですが、買い物袋ですね、これも3つか4つの事業者と協定を結んで買い物袋の有料化等協定を結んでいるはずだと思います。これについても、順次広げていく、進めていくという答弁が前にあったと思いますが、それ以後、どう進捗しているか伺います。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 町民課長、お答えします。

今のスーパー等々におきましては、有料でビニール袋をやっているということでもあります。どこまで業者のほうか、スーパーとかやっているか、ちょっと私のほうで把握しておりませんが、大手のスーパーについてはもうほとんど有料化で、マイバックなりを奨励しているという状況でございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君）　ここ1週間以内の話なんだけれども、青木原はいっぱいになって池月に持っていけと言われてたとかという話あるんですけども、青木原、いっぱいになってどうにもならなくなっただけですか。その代替地は求めないのかな。その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（一條 光君）　町民課長。

○町民課長（今野幸伸君）　現在、青木原にはまだまだ入る余地がございます。ただ、現在入れている青木原につきましては、土砂、それからブロックかけら、砂利等のものでありまして、それ以外のものは受け入れはしていないと。ですから、それ以外のものについて、そうであった場合には大崎リサイクルセンターなり焼却施設なりということをお願いしている状況であります。（「わかりました」の声あり）

○議長（一條 光君）　そのほか質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君）　先ほど質問のありました第19条の技術管理者の資格に関連してなんですが、技術管理者は今後、何人くらい配置するつもりなのかということと、定期的に、こういった間隔で巡回するのかということ。

それから、最後のほうの第15条に「公共の場所の清潔の保持」とあって、「何人も公園、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない」等々というふうにあるんですが、汚れ、汚さない、汚れについて私はとても最近気になっているんですが、今までは目に見える物理的なものの汚れにだけ私たちは目が行っていたと思うんですが、目に見えない汚れについてのそういった視点も持ち合わせていくことが町としては必要なんじゃないかと思います。例えばヒ素の入った土が持ち込まれたりということもありますし、それは目で見ただけでは判別できないわけなので、そういった観点からいうと、技術管理者の資格をもっと簡単にというふうなニュアンスの発言もありましたが、私はきちんとそういったこともわかるような技術管理者であってほしいなと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（一條 光君）　町民課長。

○町民課長（今野幸伸君）　町民課長、お答えいたします。

現在、加美町には2人ほどその資格を持っている人間がおります。その技術管理者につきましては、1名、青木原の処分場の管理ということで従事すれば十分という形になっております。

それから、見えないごみということが出ましたけれども、確かに見えないものにつきましては監視というのはかなり厳しくしていかなければいけない部分だと思います。ちょっと出ましたけれども、ヒ素という話が出ましたけれども、こういうものにつきましては、それなりにこ

の廃棄物の処理及び清掃に関する法律にいろいろ規定されておりますので、それを運用しながら監視なりを進めていくというのが大事だろうというふうに考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか。4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 第21条の罰則関係で、20万円以下の罰金に処するというので、これにつきましては第14条の第3項に規定するというので、要するに違反の行為を起こした者に対して罰則規定があるようではございますけれども、私お聞きしたいのは、収集運搬業者の委託の行為禁止ということがありますが、この行為に違反した場合についての罰則規定はあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） この規定につきましては、委託された大崎広域なり町から委託された収集業者以外のもの、それから、委託された業者が自分で収集する場所以外のところから持っていった場合というふうな形になるかと思っております。ここで言っているのは、そういうことでございます。収集運搬する業者は、大崎広域から委託されて今現在、収集しております。収集する場所も全部、決められております。自分が収集しなければいけないところから持っていけばいいんですけれども、それ以外の収集場所から持っていった場合は罰則規定に抵触するという形になります。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか。1番下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） ただいまの4番議員と関連しますけれども、罰則規定について私もちよっとお尋ねをいたします。

町条例で罰則規定というのはなかなか少ないわけでありまして、そういった面で罰則の適用に当たってはかなり手続も煩雑になると思うんですけれども、いろんな条例ありますけれども、下水道でもそうですけれども、上位法というのがありますよね。町で決めなくても、その上で決まっていること。こういったことについて言いますと、やっぱりこれは、窃盗に当たればそこで処分されることがありますので、町が必ずしもこの罰則規定を設けなくても、そういうところに訴えればそういった抑止効果というのは出てくるのではないのでしょうか。先ほどの提案説明でありましたように、大崎、それから美里町でやっているから整合性をとるということだそうなんですけれども、やっぱりそれのほかに規定されて罰則規定があるものについては、条例はふさわしくないのではないかと思いますけれども、それについてはどう思いますか。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 今回の罰則規定につきましては、上位法は法律で清掃法に関する法律がございます。ここにつきましては、持ち去り行為についての罰則規定はございません。今回やっていますのは、資源物として出されたごみ、これを集積所から持っていくという、集積所に出された時点でそれは資源物という扱いで、収集する大崎広域が、所有権を持つというのはちょっとおかしいと思うんですけれども、そういうものが発生するというので、罰則規定を設けて持っていかないようにと。これは、平成20年の7月なんですけれども、東京の世田谷で同じように収集業者が資源ごみを持っていったという、これが最高裁まで上告されて裁判になったんですけれども、有罪判決を受けて、それから、大崎市、大崎広域もそういうふうな形でしたいということで始まったものでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 第8条であります。業者が再生利用が容易にできるようにということで、製品の開発や容器の開発を行う、さらに第2号では、包装資材などを回収して包装資材の再利用に努めなさいと、こういった文言でありますけれども、一般的に、製品の生産方法に関するものにつきましては、そういったものの働きかけは自治体の役割よりもむしろ国が担うべき役割かなと思うんですが、見解をお尋ねいたします。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 町民課長、お答えします。

確かにこの第8条、それから第9条もそうなんですけれども、清掃に関する法律の中にもうたわれております。ここで言っていますものにつきましては、第1条の目的、これにつきましては、町と事業者と町民が一体となってという条例の目的に照らし合わせまして、事業者もそういうふうにして努めて、できるだけごみは出さないように、それから、出たごみは回収するなり再生資源できるような形でやってくださいということでの意味合いで載せております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 大体一通り見ますと、20年前の再生資源利用促進法に盛り込まれた内容だなと思うんです。現在では、これも大事でありますけれども、廃棄物政策につきましては、自治体の領域をもう越えているわけですよね。例えば、利用自粛されている牧草、一般廃棄物取り扱いということで町負担の自費でやらなければならない。こういったものをもっと広域的に、焼却体制を国あるいは県にうまくコントロールできるように強力で働きかける。そういった仕組みも必要かなと思います。

○議長（一條 光君） 答弁、必要としますか。（「そういう見解について、町長、お願いします」の声あり）町長。

○町長（猪股洋文君） 議員のおっしゃるとおりで、やはりこれは広域的に解決をしていかなければならない問題だと思っております。一昨日でしたか、答弁の中でもお話ししたように、この牧草等に関しましても県や国に強力にこれは働きかけをしておるところでございます。また、大崎広域の中でも、このことについて話し合いをすすめておりますので、広域的にこれは取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号加美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第86号加美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第87号 加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第4、議案第87号加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第87号加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、平成22年5月21日の臨時議会において議決され、同24日に公布されております加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について、役場の位置を西田の町有地とする改正を行うものであります。

新庁舎建設につきましては、これまでに検討されてきたことに加え、新たな視点として、昨年の東日本大震災を経験し、防災拠点としての機能を最重要視すべきであるということであり

ます。被害を受けた現庁舎は、応急的な措置をしているものの、町民の命を守る防災拠点としての機能を果たし得ない状況にあります。災害は、いつまた発生するかわかりません。早期の着工に移せない状況が続きますと、町民が不利益をこうむるリスクがふえることとなります。私は、昨年の町長選挙で西田の町有地に木造で建設することを公約に掲げ、多くの皆様方のご支持をいただき、当選をさせていただきました。庁舎は、こうした防災拠点であるということからも、早急に着工への歩みを進めるべく条例改正をお願いするものであります。新庁舎について、改めて私の考えについてご説明を申し上げます。

新庁舎の建設の基本的な考え方としましては、まちづくりの理念を形にしたものでなければならぬと考えています。新庁舎本所は、防災災害時の支援拠点という土台に、自然との共生、町民との協働、三極自立という三本の柱によって成り立っています。この土台と柱が、安心して暮らせる活力ある町、すなわち、善意と資源とお金が循環する人と自然に優しい町を生み、育み、中新田、小野田、宮崎の3地区がそれぞれの個性・特性を大切にしながら、地域の均衡ある発展と真に豊かな加美町を創造していくものと考えております。

新庁舎建設に当たって大きな視点となるのは、防災拠点としての機能であります。去る11月12日、町の政策アドバイザーであり防災計画策定に協力をいただいている東北大学公共政策大学院の島田明夫先生による防災についての講演会を開催しました。その中で先生は、昨年の震災経験を踏まえ、震度7を想定した防災計画とすべきであること、また、庁舎に関する質問については、地盤が強固であること、また、自衛隊による支援を受け入れる上で役場の近くで駐留するためのスペースが必要であることが重要というお話をいただきました。大和町駐屯地の司令からも、同様のお話をいただきました。町の災害対策本部と自衛隊の現地対策本部は、隣接すべきであるとのことでした。

その点、西田町有地はこれまで、古くは馬検場、そして中新田中学校、東北東洋通信、ソニー中新田の立地に使われ、地盤が安定しておりますし、隣にさわざくら公園があります。1.7ヘクタールあるさわざくら公園を自衛隊や災害ボランティアの活動拠点とすることで、庁舎内に設置される対策本部と自衛隊の現地対策本部との連携がスムーズに行われ、効果的な災害対応が可能となるものでございます。

次に、町民との協働におけるつながりを生み出す庁舎建設についてであります。

行政が、多種多様化する住民ニーズの全てに対応できてない状況にもなっています。これらの問題を解決するため、これまでは地域コミュニティーを中心に対応してきましたが、地域コミュニティーも人口減少と高齢化で多種多様化する全ての地域課題への対応が困難な状況にな

っております。そこで、多様な分野で同じ問題意識を持った人が集まる市民活動団体の育成支援が重要となってまいります。市民活動団体は、地縁ではなく志の縁、すなわち「志縁」でつながり、特定の課題解決に取り組む組織で柔軟な迅速な対応が期待されます。これからは、公平・平等が原則の行政サービスでは対応し切れない課題解決には、NPOなどの市民活動が必要不可欠となってまいります。

西田町有地の東側には商工会事務所、北には読み聞かせボランティアや心の健康づくりボランティアなどが活動する図書館があります。また、現庁舎や現在の保健福祉課を福祉NPOボランティア活動の支援ゾーンとして活用することを予定しており、西田町有地は町民の皆さんと行政の協働のまちづくりを推進する上で好条件を備えていると考えております。

なお、地区公民館の指定管理者である各地区のコミュニティー推進協議会に対しては、地区公民館を拠点とした活動の継続支援を行うとともに、市民活動を育成し、町民が安心して住み続けられるまちづくりを目指してまいります。

新庁舎は、町民との協働の拠点という視点からも、平成18年3月に新庁舎建設検討委員会答申理由の一つに挙げられていたように、人口集中地区に位置し、学校や児童館、図書館などの教育施設や金融機関、病院、そして商店街が近い西田の町有地が適地と判断するものであります。

小野田・宮崎地区については今年度、土木担当職員を1人ふやすとともに、支援員1人を配置し、充実させたところです。支所機能を維持させながら、市民活動の育成や商店街ににぎわいづくり施設を整備し、支所や商店街を中心とした活力と魅力あるまちづくりを進めてまいります。

当面、行政機能は本庁舎、小野田庁舎、宮崎庁舎に分散することとします。将来的には、両支所の建物の老朽化や職員数の減少等を鑑み、本庁舎に移すこととし、議会や教育委員会用のスペースも新庁舎に確保できることとしたいと考えております。

宮崎地区においては、商店街がなくなり、消防署もなくなる状況の中で、今すぐ教育委員会もなくなるということによる影響は少なくありません。まずは、両地区において、NPO等の育成、そして商店街の活性化等に取り組み、その上で支所機能を維持しつつ、将来的に行政機能を本庁舎に移すべきであるというふうに考えております。

現在、本庁舎西側の職員駐車場として利用している加美町字西田1番27番地2ほかは、敷地面積が約1万7,300平方メートルです。この土地については、これまで役場庁舎ではなく、分譲し、定住対策として活用すべきというご意見もありました。これに対して、この土地はソニ

一中新田から無償譲渡されたもので、そのとき公共施設として利用してほしいという覚書が交わされたという話もありました。しかし、その文書の存在が確認できず、平成22年第4回定例会と平成23年第1回定例会では、その文書はないものと説明されてきました。今回、この文書が見つかりました。定例会の初日に議員の皆様へに配付をさせていただきましたが、そこには、使用目的として「公共用地」と明記されております。去る11月28日の全員協議会において「公共施設」と申し上げ、また、町広報紙においても「公共施設」と記載しましたことは誤りであり、訂正するものであります。これで、文書が存在した事実と、寄附者の意思が明らかになったものでございます。

議会の承認が前提となりますが、今後の予定といたしまして、平成25年から26年6月に基本設計と実施設計を行いまして、平成26年7月より建築工事に着手し、平成27年9月完成を目指したいと考えております。

新庁舎建設用地として購入いたしました矢越地区の町有地の活用については、住民の働く場や税収の確保のために活用していきたいと考えております。なお、現在、整備を進めております町道田川平柳線及び町道色麻下多田川線は、平成26年度に開通する予定でございますし、平成28年の冬からは、国道347号の通年通行が可能となります。これらが完了しますと、国道457号と交わる矢越地区は、交通の要衝としての価値が一層高まります。一方、ことし7月にトヨタ東日本が誕生し、大衡村のセントラル自動車に本社及び現地調達化センターが設置されたことから、今後、周辺部への自動車関連企業の進出の動きが出てくるものと予想されます。

木造の庁舎についてでございますが、11月に加美町の公共建築物における木造利用の促進に関する方針を定めました。この方針は、行政報告に添付をしておりますが、国の公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、宮城県が定めた宮城県の公共建築物における木材利用の促進に関する方針に即して、公共建築物における木材利用の推進に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における木材利用の目標に関し、必要な事項を定めたものでございます。この方針により、木材を利用して公共施設を整備する場合、当然、庁舎も含まれますが、国から2分の1の補助が受けられることとなりますので、一般財源の圧縮も可能となるものでございます。

繰り返しになりますが、新庁舎建設に関する私の基本的な考えは、西田に木造でコンパクトに、でございます。平成18年3月の答申を含むこれまでの経緯、町民の命を守るための防災拠点としての観点、協働のまちづくりを推進するための庁舎としての視点等をもとに、総合的に判断し、防災と協働のまちづくりの拠点としての新庁舎を西田の町有地に建設をするものであ

ります。

議員各位の特段のご理解を賜り、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 確認いたします。ソニーと町とが契約した覚書の文書の存在が明らかになったのは、いつごろなのでしょう。私は一般質問をしたときに「存在しない」という答弁をいただいておりますが、それは事実ではなかったということによろしいのです。確認です。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） この文書が見つかったのは、11月の頭ごろだったと思います。当時は、探しても見つからなかったということがございます。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。19番伊藤信行君。

○19番（伊藤信行君） 防災拠点としてさわぐら公園を使うという説明でございましたけれども、あそこで自衛隊が駐留して防災拠点にするというような説明でございましたけれども、これからは、自衛隊といいましても、町長は自衛隊はどのように思っているかわからないですけれども、自衛隊というのはこれからは、自動車もでしょうけれども、ヘリも使う時代なんですよ。あそこはヘリとかなんか、入れますか。離発着できるようなスペースはございますか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 庁舎前はかなり広い駐車場を設けることができますので、そこも使用可能でしょうし、水害でなければ河川公園も使うことができるというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 19番伊藤信行君。

○19番（伊藤信行君） 19番。町長はわかりませんけれども、あそこは23年のころ、田川の堤防が決壊したんですよ。それで、あそこの辺も水害というようなあれがあったというのはご存じですか。昭和23年のころ。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 昭和23年は、私はまだ生まれておりませんでしたので、もちろん記憶にもございません。わかりません。先般、大学の先生、国交省の方、国の出先の機関の方からお話がありまして、ダムが決壊するということはあると。ですから、ダムの決壊、一番不安なのはダムの決壊なんですけれども、ダムの決壊による水害ということについては心配する

必要がないというふうなお話でございました。

○議長（一條 光君） そのほか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 2点伺います。

まず、1点は、ソニーからの土地を寄贈していただいたという書類が見つかったと。この保管状況といえますか、以前は探してもないという回答もありました。それが、どのような保管状況で今回、見つかった経緯、それが1点と、もう1点は、議案第87号は役場の位置を定める条例ということで、まずは土地、建設場所をどうするかという1点に絞って、そこに建てる庁舎の構想はその次の段階、多くの方々とも協議しながら決めるという点で、今回は土地を西田町有地ということで判断することはできないのか、その2点を伺います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長、お答えさせていただきます。

最初に、保管状況とその経緯というご質問でございます。これまでの経緯につきましては、皆様に一昨日、お示しましたソニー中新田株式会社からの寄附申出書につきまして、月日を書いてありますけれども、平成13年3月7日で寄附をいただいております。それで、同年の3月30日に登記は終了をしております。

それで、これは登記書類の終了後、書類については担当課のほうに返還したというふうに私のほうでは聞いておりました。その後、関係書類については担当課、当時、産業経済課というところなんですけれども、で保管になったものと思われまして。その後、平成15年の4月の合併時に、書類は担当課から総務課のほうに引き継がれたものか、あるいは担当課保存になったものか、ちょっと今のところわからない状況になっておりました。合併後の保管書庫につきましては、永年保存関係は各支所、本所になっていたんですけれども、その他の書類につきましては、宮崎支所の書庫、それから旧法務局の書庫、それから本所の書庫並びに担当課の書庫にそれぞれ分かれて保管をしていたというところございまして、なかなか見つけられなかったという状況でございます。当時の方々からも、たしかあったはずだよというふうな連絡等はお聞きしたことはあったんですけれども、なかなか見つけられなかったんですけれども、今回、時間をかけたんですけれども、担当、それから関係の職員の皆さんにお願いをして協力をさせていただいて、先ほどの11月の頭に見つかったというような状況の経過でございました。以上でございます。

○議長（一條 光君） もう1点、町長。

○町長（猪股洋文君） まず、これは、位置が決まらないことには建物は建てることはできません

るので、この位置に関して皆様方にご理解いただきたいということでございます。また、建物に関しましては、先ほど基本的なことについて申し上げました。当然これは、建設検討委員会のようなものを、これは町民も、あるいは専門家も、いろんな方を入れて検討をして建設というふうなことになるわけでございますので、安全面、当然これは防災拠点でございますので専門家のご意見も聞きながら、安全な、しっかりとした建物ということは当然でございますし、また、町民が集い、協働のまちづくりを推進するような庁舎でもあるべきだと思っておりますので、これは広くいろんな方のご意見を聞きながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 先ほどのソニーの件で再度、伺います。いただいた資料を見ますと、印鑑は大分薄いんですが、課長、いわゆる総務課長のところは当時の森田総務課長というお話をお聞きしました。そして2年前、いろいろ議論があったときは森田副町長ということで、答弁、議事録などを見ても曖昧な表現もありましたが、その辺、当事者といたしますか、当時の課長であり2年前の副町長ということで、森田さん、現在、こちらにはいらっしゃいませんけれども、その辺の経緯についてはご存じあればお願いいたします。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

今、決裁者のところの方に確認をしたわけではございませんので、当時、私はそのころわかりませんでした。確かに探したと、皆さんで探したということのようでございます。ですから、ご本人も記憶にあるかないかわかりませんが、探したということはあるようです。ただ、膨大な量の決裁をしますので、その当時のことを記憶していたかどうかは、本人に確認をしておりますので私から答弁をすることはできません。

○議長（一條 光君） 7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 払い下げの当時、星町長から私、聞いた話では、中新田だけがもらって小野田と吉岡が買わせられたんだから黙っていろと。議会で、ある議員が土地のことを質問したとき、黙っていろ、黙っていろって、俺走って行ってしゃべらせないようにした覚えもあるしですね。そういうことがあったんですけれども、物事というのは、判こを押しても何でも、文書というのは文書がなければ有効でないのすか。実際に、最悪、押している判こが何に押したかわからないとかという話に、後で通るものなのすかや。その辺の、何ぼの書類押したって、少しばかりのものをもらったんじゃないんだよね。それになおさら内緒で中新

田だけにけっからと言われて、そして星町長がみんなに黙っているって、議員たちにも黙っている、課長たちにも黙っていると言ったと多分思うんだが、小野田と吉岡に騒がれたら困るからといった書類がさ、宮崎の奥にあったから見つかるまで無効だったというようなことになるものなのすか、書類というのは。書類の有効・無効の判定について、総務課長、なじよなの、その辺。判こを押していれば、知らなかった、それで通るのすかや。その辺なじよなのさ。一番大事な問題じゃないのすか。三役が判こを押したということは、3人押していれば誰かは、あのとき押したんだったなや判こというぐらい、いいんでないのすかや。これとこれだけの土地だよ。1坪2坪の土地でさえ世の中けんかしているのに、役場建てるような広い庁舎の問題を、そいつはそんなことなかったという話は、それはいかななものかと思うんだな。公文書なければだめなものですかや。その辺なじよなのさ。

○議長（一條 光君） 副町長。質問の趣旨を確認してもらっても結構です。

○副町長（吉田 恵君） 今、近藤議員お話しのように、当時の町長が議会で、議会だったか全員協議会だったかは覚えておりませんが、中新田は無償で譲渡されると、小野田地区は有償だということで、このことについては余り明らかにできないんだというような趣旨のお話をされていたような記憶はあります。それから、決裁した文書が記憶のありなしにかかわらず有効か無効かということについては、なかなか難しいんですが、この中のお1人は決裁した記憶があるということで、探してみたらいいんじゃないかということがありましたので改めて探し方をしたということでございます。確かに、合併前のことでございますから、合併後の方がその存在を、見たことがない人はあるなしについて何も言えないと思います。ただ、判こ、決裁をした人が記憶があるかどうかについては、確認をしておりますのでそれはわかりませんが、ただ、決裁してあるということはその文書としては有効かというふうに思います。以上です。

○議長（一條 光君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか。16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 16番。

先ほど、町長は一連のご説明を懇切丁寧になさったその中で、最後にまた1つ、庁舎は西田に木造でコンパクトという非常に響きのいい3点セットをおっしゃられましたけれども、平成18年3月の答申では、場所の答申を出して西田でいいだろうということだったと思うんです。もしそれを踏襲して大事にするのであれば、「木造のコンパクト」は、その後の次元の話であって、我々が判断する基準の中で非常に、もう一つ複雑にしている要素があるのではないかと感じるのですが、そこら辺、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 新庁舎というのは土地と建物とセットでございますので、建物についてもお話をさせていただいたわけです。当然、先ほど木村議員にもお答えいたしましたように、位置を定めるということが最も大事なことで、最優先でございます。ですから、その順番、庁舎は西田に木造でコンパクトにということは、まず、西田という場所を決めることが先だろうと。そして、次に、どのような建物をつくるかということが次に来るということでございますから、伊藤議員のおっしゃるとおりでございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。まず、原案に反対者の討論を許可いたします。19番伊藤信行君。

○19番（伊藤信行君） 先ほど町長から長々と懇切丁寧な提案理由をいただきました。しかし、私は、この提案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

私は、あの地域で生まれ、あの町で育てていただきました。それゆえ、あの地域の方々の思いは、本当に痛いほどわかります。しかし、今、3つの町が1つになりました。旧宮崎・旧小野田町は、庁舎を失って10年、このことを考えれば、自分たちの思いだけで町の歩みをとめるわけにはいかないのです。それで、私は、反対する3つの理由を申し上げます。

今回で二度目となります西田地区への条例改正への提案ですが、3月定例会に上程され、否決された内容と何ら変わっていないということです。町長は選挙公約で、西田に木材を使用し、借金もせずに建設すると述べておられました。しかも、選挙の結果が民意であると議会では何度か答弁されていますが、民意を主張するならば、正しい約束を果たすことが民意に応える道であろうと思われませんが、提案された内容は、一部木材を使い、合併特例債を活用し、前町長時代から蓄えていた基金も使い、10億円の公約は今は15億2,700万円となっています。この民意の使い分けを何と説明されるのか、いまだ納得のいく説明がなされていません。住民、有権者を惑わす公約違反ではないかということが、私の第1の反対理由です。

第2の理由ですが、今月の加美町広報を見てはらわたが煮えくり返る思いでした。議会をここまで愚弄するんですか。私は、この案件は穏やかに通そうと思っていましたが、しかし、町の広報紙に4ページにもわたって掲載されていることは、全くもって解せません。条例が改正されて次のステージに示されるものならともかく、あの計画は、まだ画餅でしょう。町の広報を使い、あたかも条例が改正されたごとき印象を与えることは、町民と議会に対する背信行為

であります。さきの看板事件の反省が、全くなされていないのではないかと思います。

3つ目ですが、新たな事実ということです。説明によれば、ソニーから譲渡された際、使用目的に「公共施設」と明記されていたとのことですが、5日に配られた資料によると、公共用地として有効に使わせていただく旨の文書でありました。「施設」と「用地」では、同じようで大分違うはずですが、役場庁舎建設のためとは、どこを探してもありません。意図的拡大解釈としか申し上げようのない説明ではありませんか。賛成しろと言われても、到底無理な話であります。

私は、以上の点から本案に反対するものでありますが、町長たる人が、口から出任せ、思いつきで住民を惑わせ、混乱させてはいけません。加美町は3つの町が1つとなって10年を迎えようとしているのです。町長が常に申している三極自立は、明らかに新しいまちづくりの意欲を奪ってしまいかねない。躍進する加美町の未来を見据えた場合、大きな可能性を秘めた矢越地区への建設こそが評価されるべきであり、行政の継続性の観点からも現条例を変えることなく、町長、あなたこそ考えを直していただくことが、町長が申されている100年のまちづくりに名を残す唯一の道であると申し上げ、私は反対の討論といたします。

議員各位の賛同を伏してお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 次に、原案の賛成者の討論を許可いたします。木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 私は、町長提案の、まず土地を決めるという点に賛成いたします。先ほども質問で申し上げましたが、土地・建物のセットではなく、まず、条例どおり土地を決めるべきだと考えております。

さきの町長選挙で、役場の位置を決める大きな争点の1つ、その中で、3,000票の差で現町長にはなりました。しかし、全てがその庁舎問題だけでないことは明らかです。しかしながら、現庁舎を見れば、昭和40年代に建てられた、宮城県沖地震の前に建てられた建築基準でいきますと、私も一般質問で以前に質問いたしましたが、構造計算をいたしましたところ、当時の基準である震度5程度の強度であります。その結果、さきの3・11の地震では、指摘したとおり、東側の柱3本にクラックが発生いたしました。あれは、建築技術的には、腰壁があり、短柱と言いまして短い柱には大きな剪断力が発生します。このままの状態ですら3・11程度の地震が起きた場合、そこで執務をしている役場職員の皆さん、そして、町民の大切な情報やそういったものを保管している役場自体が被災、破壊されたらどうなるのでしょうか。町長が提案しているとおり、防災に強い庁舎、拠点、その場合に、さきの3月の議会でも申し上げましたが、3・11で実感したものの一つとしては、庁舎の周りには大きな公園や学校、そういったボランティア

グループ、そして自衛隊等防災の拠点となる地域と一体になった庁舎が必要であると実感いたしました。

皆さん、矢越に庁舎を建てた場合に、町の計画では、仮想工業団地ということで、企業が進出してきた場合に埋め立てをしながら造成をして工業団地をつくるという現在の方針であります。そうした場合に、あの地点に庁舎だけがあり、周りに田んぼ、もしくは一部に工業団地があっても防災の拠点にはなり得ないと考えております。また、合併特例債が5年間延びたとはいえ、矢越の土地を建築で使うためには適度な期間、地盤沈下を抑えるために土を盛ったり土の地盤改良をしたりする必要があるとございます。

今、この地震大国で待ったなしの状況の中で、町民の、そして職員の命を守るという点で、議会がここで分裂して、矢越だ西田だと言って万が一地震が来て災害が起きたら、誰が責任をとるのでしょうか。我々一人一人の議員の判断が、多くの町民、職員の命を奪う結果になったらどうされますか。皆さん、このようなことで加美町議会ががたがたしているようでは、3つになって間もなく10年たとうとする加美町が一つにはなり得ないと考えております。

また、矢越の土地をあのままにした状態で、聞くところによれば企業用地として譲ってもらえないかという話もあると聞きます。あのままにして誰に利益があるのでしょうか。皆さん、未来の子供たちや孫たちに今、我々がどう決断し、判断したかを、胸を張って伝えていけるような判断をしていただきたいと思います。

私は、庁舎の内容については、木造だったりコンパクトというものについてはまだまだ議論が必要であり、それはこれからの問題だと思います。まずは、この西田という条例に賛成をしていただき、一歩次に進めることこそ我々の役割だと考えます。皆様の良識ある判断を期待しまして賛成討論といたします。

○議長（一條 光君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。ございませんか。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 私は、原案に賛成の立場から討論に参加いたします。木村さんのように迫力のある討論はできません。淡々と冷静に振り返ってみたいと思います。

まず、平成18年3月6日に新庁舎建設検討委員会、これは条例によって設置された検討委員会です。そこから答申が出されました。何度もこれは繰り返していることですが、迷ったときは原点に立ち返る、私のやり方です。皆さんもそうかと思いますが。そこには、「庁舎の位置については、加美町役場西側町有地（西田1番地内）を適地とします。なお、利便性を考慮し、国道347号沿線とする意見もあったことを付記します」とありました。時の委員長、米澤秋男

議長によるものでした。加美町新庁舎建設検討委員会条例の第5条の3には、「委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる」とあります。このとき、加美町役場西側町有地を適地とする結論を出したとき、結論に異論を唱えた人が2分の1を占めるとか圧倒的多数だったということはなかったということを委員の1人から確認しております。また、本当に少数意見は、付記されたように国道347号沿線でもいいのではないかといた少数の意見はあったことも確認しております。

その際、理由として4つ挙げられておりましたが、そのうちの3点について簡単に紹介します。道路交通の事情や警察署や消防署、郵便局などの官公署や銀行などが集中しており、また、中心市街地であることなどを考慮しました。2つ目、敷地に隣接してさわぐら公園があり、環境的な面からも良好であり、公園と一体化した位置づけも考えられます。3点目、財政的な面からも、遊休地となっている町有地を有効活用すべきと考えますと書かれてあります。

さらに、4年後、平成22年2月2日、庁舎内の課長たち8人で構成された新庁舎整備検討委員会からも答申が出されています。地域審議会、議会、新庁舎建設調査特別委員会、そして今、挙げた新庁舎建設検討委員会、3つの意向を踏まえ4カ所の候補地について比較検討したところ、最も評価が高かったのは西田、加美町役場西側町有地でした。なぜ西田なのか、ずっとこの問いが今も繰り返されています。中新田地区のエゴから、あるいは商店街のエゴなどではという向きもありますが、こういった経過を再確認したいものです。

片や付記事項にあった矢越地区の優位性として防災拠点性が挙げられていますが、町長や木村議員からもあったように、昨年の3・11東日本大震災を体験した今、評価を見直す必要に迫られています。すなわち、防災拠点性としての条件である地盤が強固であること周りに避難所が確保されていること、救援活動のためのスペース、救援隊、例として自衛隊とかボランティアなどの宿営場所のスペースが確保されることなどです。ちなみに、加美町の地震防災マップでは、西田は危険度1、矢越は危険度3となっております。皆さん、想像してみてください。例を挙げれば、石巻の専修大のような広さが必要になるということです。自衛隊及びボランティアの宿营地となっていたのは記憶に新しいと思います。こういった条件を比較しても、西田が適地であることの検討委員会の出した評価は揺るがないと思います。

最後に、議会の議決は重いものだという発言があります。確かに私もそう思います。そういった議会で審議された上で、新庁舎建設検討委員会が設置されています。そこで出された結論、その結論を尊重することが議会の責任でもあるのではないのでしょうか。自分たちが決めたものです。

また、ソニーから無償譲渡された本庁舎西側町有地の覚書、正式には寄附申出書となっていました。平成22年12月8日の定例会で私が質問した際には、前町長は当該文書は存在しない、確認できない文書もないと答弁されていました。それが、11月28日、全員協議会でその存在が明らかにされました。議会での答弁は、先ほど確認したように事実ではなかったこととなります。以来、その文書について直接、議論されることはありませんでした。うそ、偽りであることが明かされるのに、3年もかかりました。平成22年11月5日の臨時会、平成24年3月の定例会、平成24年5月の臨時会、存在しないということで、この文書については一顧だにされなかったことを非常に残念に思います。議会にあっては、十分かつ正確な情報のもとに審議されることが求められるはずです。文書には確かに、町発展のための公共用地として利用してほしい旨が記されています。それは、先ほどありましたように、平成13年3月付でした。当時、ソニーの側から託された行為、その行為に報いるためにも、改めて審議するスタートラインに立ってみようではありませんか。新たな事実のもとに再度考え、判断してくださることを切に願います。

議員の皆様のご賛同をお願いして、討論を終わります。

○議長（一條 光君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。ございませんか。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について、役場庁舎位置を西田に移す条例改正案に賛成の立場から意見を申し述べるものであります。

さて、私たちはこの3年間、庁舎の位置の決定のために大変な労力を煩わせてまいりました。これはどこの合併自治体にも共通する問題であり、合併の長所を生かせずにいる思いがしています。合併そのものが間違いであったとする論もありますが、後戻りは今さらながら何の利も残しません。この3年間を後世の人たちはどのように分析し、解釈するのでしょうか。合併の反面教師のいい例として、地方自治の手引書にでも載ってしまうのではないのでしょうか。後に歴史がひもとかれたとき、私たちはどのように記録されるでしょうか。決してお褒めにあずかる表記はされないと思います。今、町民の多くの方々は、現状の庁舎位置のあつれきに呆れつつあります。意地の張り合い、そのように町民の皆さんには見えると危惧するのは私だけではないと思います。このままデッドロックに乗り上げてしまったら、歴史は我々をどう評価するでしょうか。この庁舎の問題は、私たち現在の議員で片をつけようではありませんか。選挙をまたいで次に持ち越すことは、町民にとって益のある話ではないはずです。

議会の議決は重い、確かにそうです。それを翻すことが大変なことは、重々承知であります。

平成22年の5月の議決の後に何が起こったか。我々が想像もしない東日本大震災という、日本の歴史上類を見ない最悪の地震を経験しました。あれから1年9カ月がたち、私たちの記憶から少し薄らいできているように思われます。津波により沿岸部の人々が味わった筆舌に尽くしがたい悲惨な状況、目を覆いたくなるような光景は、そこに住む人々だけではなく、我々の記憶に残る大いなる経験であると思います。我々は、学ばねばなりません。一連の不幸を教訓として、私たちは命を最優先にすることをです。

現庁舎は、昨年の地震によってひび割れた箇所を、補修はしているものの決して安全であるとは到底言い切れない状態です。早期建設の必要性は、今議会を構成する議員各位の悲願だと思えます。さきの首長選挙では、多くの支持を得た猪股町長に、有権者の皆さんは矢越に庁舎を建設すべしと投票したわけではないと思います。我々町議会議員も、矢越建設を公約に当選をした人は誰もいないはずです。この論争は、今議会の公選の後の論争です。町長選挙の後、民意という言葉は何度も何度も聞きました。その民意に従うべしという声や、果たしてそれが民意だったのかという声もありました。しかしながら、直近の加美町の民意は、一昨年の首長選挙における町民の意思であることを我々は認識すべきであり、過去に審議されたあらゆる方向から考察した結果、庁舎の位置の優位性は今さらながら論ずるべきことでもないことを議員諸兄は十二分に周知していると思われます。全てをそぎ落として極限でスリムにした庁舎のありよう、求められる機能とは一体何ぞや、それを考えたとき、導き出せる見解は一点に尽きると思います。人命です。人命の安全性です。皆さん、そろそろ論争にけりをつけ、一刻も早くこの問題を落ちつかせることこそ、今議会に与えられた使命であると考えます。

間もなく、我々も3月にいただく民意と町長選挙における民意の性質が異なるというのでは、それは矛盾以外の何物でもありません。今、まさに衆議院議員選挙の真っ最中です。立候補者みんなが民意を得ようと必死です。我々も民意を信じ、西田に庁舎をとという改正案に勇気と英断をもって賛成し、私たち自身で早急に解決しようではありませんか。本庁舎の位置は西田でと、議員諸兄の満堂の賛意を心からお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（一條 光君） 傍聴者の方々に申し上げます。静粛に願います。拍手行為も禁じられております。

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。

討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についての採決を行います。

この表決は記名投票によって行います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。

これより議案第87号加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についての採決を行います。

この表決は、先ほど決定したとおり記名投票で採決を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（一條 光君） 本件は地方自治法第4条第3項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決の採決となります。ただいまの出席議員は20名であり、その3分の2以上とは、14名以上となります。

お諮りします。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に19番伊藤信行君、1番下山孝雄君を指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、開票立会人に19番伊藤信行君、1番下山孝雄君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（一條 光君） 念のために申し上げます。記名投票でありますので、氏名を余白に記入の上、投票願います。記名のない方は、無効投票となります。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記入願います。なお、投票による表決においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（一條 光君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

自席において投票用紙に記載し、事務局長が自席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票

願います。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（一條 光君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしといたします。

投票を終了いたします。

開票を行います。開票立会人19番伊藤信行君、1番下山孝雄君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（一條 光君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、賛成9票、反対11票であります。

以上のとおり、賛成者9人であり3分の2に達しておりません。よって、議案第87号加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部改正については否決されました。

賛成の議員の氏名

下山 孝雄 君	三浦 又英 君	高橋 聡輔 君
木村 哲夫 君	近藤 義次 君	佐藤 善一 君
米木 正二 君	伊藤 淳 君	伊藤 由子 君

反対の議員の氏名

尾形 明 君	三浦 英典 君	吉岡 博道 君
工藤 清悦 君	一條 寛 君	沼田 雄哉 君
猪股 信俊 君	新田 博志 君	高橋 源吉 君
伊藤 信行 君	一條 光 君	

○議長（一條 光君） 議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕